

株式会社エーセツ 各都道府県条例

カラオケボックスなど弊社で運営する店舗に関する条例の一覧をPDF文書にしております。

各都道府県条例一覧

- ・ [大阪府青少年健全育成条例](#)
- ・ [兵庫県青少年愛護条例](#)
- ・ [岡山県青少年健全育成条例](#)

上記の条例名をクリックしていただくと各条例の内容のページに移動します。
このPDF内の2ページ目からが内容となっております。

なお、それぞれの条例の内容についてのご質問は、各都道府県の窓口までお問い合わせください。
弊社では、確実な返答はいたしかねますので、ご了承ください。

大阪府青少年健全育成条例

昭和59年3月28日 大阪府条例 第4号
一部改正 昭和59年12月22日 大阪府条例 第57号
一部改正 平成3年12月20日 大阪府条例 第42号
一部改正 平成12年3月31日 大阪府条例 第54号
一部改正 平成15年3月25日 大阪府条例 第18号
一部改正 平成16年3月30日 大阪府条例 第26号
一部改正 平成17年10月28日 大阪府条例 第110号
一部改正 平成19年12月26日 大阪府条例 第92号

目次 前文

- 第1章 総則（第1条 - 第9条）
- 第2章 社会環境整備のための営業の規制等
 - 第1節 営業に関する自主規制（第10条 - 第12条）
 - 第2節 有害な図書類等の販売等の禁止等（第13条 - 第21条）
 - 第3節 有害広告物に対する措置命令（第22条）
 - 第4節 古物の買受け等の禁止（第23条）
 - 第5節 夜間立入り制限等（第24条・第25条）
 - 第6節 インターネット利用環境の整備（第26条・第27条）
- 第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第28条 - 第32条）
- 第4章 雑則（第33条 - 第38条）
- 第5章 罰則（第39条 - 第45条）

附則 前文

青少年が健やかに育つことは、府民すべての願いである。われわれは、青少年自らが、たくましい自立の力、やさしい心、豊かな創造性を身につけて、互いに助けあい、社会の発展と人類の幸福に貢献する人間に成長することを心から希望し、期待する。

同時に、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、彼らをささえ、みちびくことは、社会全体の責務であることを改めて自覚するものである。

われわれは、大阪の誇る自由と進取の伝統を大切にしつつ、府民のすべてが、それぞれの立場で心身ともに健やかな青少年を育成することに努力したい。

ここに新たな決意をもって、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 青少年は、社会の一員として尊重され、かつ、良好な環境の中で心身ともに健全に成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

（2）図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルパーサタイトルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。

（3）興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。

（4）がん具類 がん具及びこれに類するものをいう。

(5) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものいう。

(6) 飲食店営業 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第2号に掲げる喫茶店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる営業を除く。)をいう。

(府の責務)

第4条 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、保護者(親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。)、地域住民、学校並びに青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体と連携及び協力を行うものとする。

(営業を営む者の責務)

第5条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第6条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(府民の責務)

第7条 府民は、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

(府の基本施策等)

第8条 府は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 青少年が互いに友情や連帯を深めるようスポ - ツ、文化及び社会参加の活動を促すこと。

(2) 青少年が諸外国の青少年と友好を深め、その視野を広げるよう国際交流を盛んにすること。

(3) 青少年が健やかに育つよう心の通った地域社会づくりを進めること。

(4) 青少年が愛情をもってはぐくまれ、豊かな心を養うようあたたかな家庭づくりを助けること。

(5) 青少年が自然と親しむ場や身近に集う場を整備し、その活用を図ること。

(6) 青少年が情報社会において自律性や自主性をもって対応できるようにするための取組を推し進めること。

(7) 青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくり、青少年の非行を未然に防ぐための活動を推し進めること。

(8) 青少年の規範意識を醸成するための取組を推し進めること。

2 知事は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。

(適用上の注意)

第9条 この条例は、府民の自主的な活動を尊重しつつ青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定の適用を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 社会環境整備のための営業の規制等

第1節 営業に関する自主規制

(自主規制の規約の設定等)

第10条 次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないようにするため遵守すべき基準についての協定又は規約(以下「自主規制の規約等」という。)を締結し、又は設定するよう努めなければならない。

(1) 図書類の販売又は貸付けを業とする者

(2) 興行を主催する者又は興行場を経営する者

(3) がん具類の販売を業とする者

(4) 飲食店営業を営む者

(5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者(風適法第2条第1項第7号に掲げる営業を営む者を除く。)

(6) 自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に掲げる自動車及び同項第10号に掲げる原動機付自転車をいう。)の販売、貸付け若しくは整備又は自動車等の部品の販売を業とする者

(7) 設備を設けて客にボウリングを行わせることを業とする者

(8) 個室を設けてカラオケ装置(再生した伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)を設置して客の利用に供することを業とする者

(9) 図書類を閲覧し、若しくは視聴させること又はインターネットを利用することができる端末装置(以下「端末装置」という。)を設置して客の利用に供することを業とする者

(10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商(以下「古物商」という。)

(11) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋(以下「質屋」という。)

2 前項に規定する者(以下「自主規制対象業者」という。)又はその組織する団体は、自主規制の規約等を締結し、又は設定したときは、速やかに、当該自主規制の規約等の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る自主規制の規約等を廃止したときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに、その届出事項を公示しなければならない。

(府の要請)

第11条 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が自主規制の規約等を締結し、又は設定していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、自主規制の規約等を締結し、又は設定するよう要請することができる。

2 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が締結し、又は設定した自主規制の規約等が前条第1項の目的に適合していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、当該自主規制の規約等の内容について必要な改善をするよう要請することができる。

(勧告)

第12条 知事は、自主規制対象業者が自主規制の規約等を遵守していないと認めるときは、当該自主規制対象業者又はその者が所属している団体に対して、自主規制の規約等を遵守するよう、又はこれを遵守すべきことを指導するよう勧告することができる。

第2節 有害な図書類等の販売等の禁止等

(有害な図書類の指定)

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの

(3) 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。ただし、その内容が主として読者又は視聴者の性的感情を刺激するものでないと認められるものについては、この限りでない。

(1) 書籍、雑誌、コンパクトディスク又はデジタルバーサタイルディスク(以下「書籍等」という。)であって、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるものを描写し、又は撮影した図画、写真等を掲載し、又は記録するページ(表紙を含む。以下同じ。)等の数が当該書籍等のページ等の総数の5分の1又は合わせて30ページ以上を占めるもの

(2) ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク又はデジタルバーサタイルディスクであって、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるものを描

写した場面が合わせて3分を超えるもの

(3) 図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、規則で定めるところにより知事が指定するものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認めたもの
3 知事は、第1項の規定により指定した図書類が同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しをしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。

5 第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の取消しは、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害図書類の販売等の禁止)

第14条 図書類の販売、貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)は、前条第1項の規定により指定された図書類及び同条第2項に規定する図書類(以下「有害図書類」という。)を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

2 何人も、有害図書類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように努めなければならない。

(有害図書類に対する勧告及び命令等)

第15条 図書類取扱業者は、規則で定める方法により、有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければならない。

2 知事は、図書類取扱業者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は当該有害図書類を管理する者に対し、期限を定めて、当該有害図書類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(有害ながん具類の指定)

第16条 知事は、がん具類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。

(1) 性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状のがん具類

(2) 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかであるがん具類

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害がん具類の販売等の禁止)

第17条 がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第1項の規定より指定されたがん具類及び同条第2項に規定するがん具類(以下「有害がん具類」という。)を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換してはならない。

2 何人も、有害がん具類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換しないように努めなければならない。

(有害がん具類に対する勧告及び命令等)

第18条 がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類(第16条第2項に規定するものに限る。)を、青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等により仕切り、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に陳列しなければならない。

2 知事は、がん具類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は当該がん具類を管理する者に対し、期限を定めて、当該がん具類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等)

第19条 図書類又はがん具類(以下「図書類等」という。)の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機又は自動貸出機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けの操作ができるものを含む。以下「自動販売機等」という。)により図書類等の販売又は貸付けを行

おうとするとき（自己の経営する店舗の店頭又は法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等を設置し、図書類等の販売又は貸付けを行おうとするときを除く。）は、あらかじめ当該自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）、当該自動販売機等の設置その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る販売又は貸付けをやめたときも、同様とする。

2 前項の規定による届出を行った者は、知事が交付する表示票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けなければならない。この場合において、当該届出を行った者と当該届出に係る自動販売機等の所有者とが異なるときは、その所有者は、表示票のはり付けを拒んではならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止）

第20条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、有害図書類又は有害がん具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類等を撤去しなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動販売機等については、適用しない。

（1）法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているもの

（2）規則で定める方法により設置されているもので、青少年が購入又は借入れをすることができないもの

4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類等を収納している者又はこれらを撤去しない者に対し、期限を定めて、当該有害図書類等の撤去を命じることができる。

（設置場所に係る努力義務）

第21条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

第3節 有害広告物に対する措置命令

（有害広告物に対する措置命令）

第22条 知事は、道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えるような方法で表示された広告物が第13条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、期限を定めて、当該広告物の内容の変更その他必要な措置をとることを命じることができる。

第4節 古物の買受け等の禁止

（古物の買受け及び物品の質受け等の禁止）

第23条 古物商は、青少年から古物（青少年が着用した下着（青少年がこれに該当すると告げたものを含む。以下「着用済み下着」という。）を除く。）を買受け、若しくは交換し、又は青少年から古物の売却若しくは交換の委託を受けてはならない。

2 質屋は、青少年から物品（着用済み下着を除く。）を質に取って、金銭を貸し付けてはならない。

3 古物商又は質屋は、古物の売却等又は物品の質置き等を申し出た者について、身分証明書等の提示を求める等の方法により青少年でないことを確認しなければならない。ただし、当該申出を行った者が明らかに青少年でないことと認められる場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、当該青少年が保護者と同伴する場合又は保護者の委託を受け、若しくはその承諾を得ていると認められる場合は、適用しない。

第5節 夜間立入り制限等

（夜間営業を行う施設への立入り制限等）

第24条 第10条第5号及び第7号から第9号までに掲げる者（同条第5号に掲げる者にあつては、風適法第2条第1項第8号に掲げる営業を営む者を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に、青少年を当該施設に立ち入らせてはならない。

（1）16歳未満の者 午後7時（保護者が同伴する場合その他規則で定める場合にあつては、午後10時）から翌日の午前5時まで

（2）16歳以上18歳未満の者 午後10時から翌日の午前5時まで

2 第10条第5号及び第7号から第9号までに掲げる者は、前項各号のいずれかに定める時間に営業を営むときは、当該施設の入口等人の見やすい場所に、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定

める時間における青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

3 第1項各号のいずれかに定める時間に営業を営む者（第10条第5号及び第7号から第9号までに掲げる者を除く。）は、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間において、当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

（保護者の努力義務）

第25条 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。

（1）16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時まで

（2）16歳以上18歳未満の者 午後11時から翌日の午前4時まで

第6節 インターネット利用環境の整備

（インターネット上の情報に係る努力義務）

第26条 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報（以下「有害情報」という。）の視聴を防止するよう努めなければならない。

2 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない。

4 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。

（助言及び周知）

第27条 府は、前条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく取組についての必要な助言を行い、並びに同条第1項及び第3項に規定する方法の周知に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第28条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

（2）専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

（3）性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。

（4）青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

（着用済み下着の買受け等の禁止）

第29条 何人も、青少年から着用済み下着を買い受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

（夜間の連れ出し等の禁止）

第30条 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、第25条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に当該青少年をその住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。

（青少年への勧誘行為の禁止）

第31条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）着用済み下着を売却するように勧誘すること。

(2) 接待飲食等営業(風適法第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。)
又は性風俗関連特殊営業(同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業
務に従事するように勧誘すること。

(3) 接待飲食等営業のうち、風適法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する営業の客となるように勧誘するこ
と。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第32条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知
って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1) 第28条各号に掲げる行為

(2) 青少年から着用済み下着を買い受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を
青少年に紹介する行為

(3) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第 252号) 第 2 条第 1 項に規定する覚せい剤の使用(同法第19条
各号に掲げる場合の使用を除く。)

(4) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第 261号) 第32条の 2 に規定する物をみだりに摂取さ
せ、若しくは摂取し、又は吸入させ、若しくは吸入する行為

第 4 章 雑則

(審議会への諮問等)

第33条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会(以下「審議会」
という。) に諮問しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる事項について、緊急を要すると認める
ときは、この限りでない。

(1) 第11条第 2 項の規定による府の要請

(2) 第13条第 1 項に規定する規則で定める基準の設定

(3) 第13条第 1 項の規定による指定又は同条第 3 項の規定による指定の取消し

(4) 第13条第 2 項に規定する規則で定めるもの設定

(5) 第13条第 2 項第 3 号の規定による指定又はその取消し

(6) 第16条第 1 項の規定による指定

(7) 第22条の規定による命令

2 審議会は、前項の規定による諮問に応じて答申するほか、前項各号に掲げる事項に関し知事に意見
を述べることができる。

3 知事は、第 1 項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第13条第 1 項の規定による指定又は同
条第 3 項の規定による指定の取消しをしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

(指定の要請)

第34条 何人も、第13条第 1 項の規定による指定をすることが適当と認めるときは、知事に対してその
旨を要請することができる。

(青少年健全育成団体等への協力要請)

第35条 知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力
を求めることができる。

(1) この条例に規定する事項についての普及及び啓発

(2) 第15条第 1 項の規定による規制その他のこの条例の規定による規制に関する調査の実施

(立入調査等)

第36条 知事は、第12条から第20条まで、第22条、第23条、第24条第 1 項若しくは第 2 項又は第29条の
規定の実施に必要な限度において、規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の
場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせるこ
とができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ
ならない。

3 前項に規定する者は、関係者の正常な営業を妨げてはならない。

(公表)

第37条 知事は、第15条第 3 項、第18条第 3 項又は第20条第 4 項の規定による命令を受けた者が正当な
理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及びその命令の内容

を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手段を行わなければならない。

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第39条 第28条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 第32条第1号、第3号又は第4号の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項、第17条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第29条から第31条まで又は第32条第2号の規定に違反した者

(2) 第15条第3項、第18条第3項、第20条第4項又は第22条の規定による命令に違反した者

第42条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第24条第2項の規定に違反した者

(2) 第36条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供した者(第12条の規定の実施に関する者を除く。)

第43条 第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、科料に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第39条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第45条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、青少年が営む営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

附 則(平成17年10月28日大阪府条例第110号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。ただし、次項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大阪府青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第13条第2項第3号の規定による指定については、この条例の施行前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に自動販売機等によりがん具類の販売又は貸付けを行っている者に関する新条例第19条第1項前段の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成18年4月30日までに」とする。

4 この条例の施行の際現に新条例第16条第2項に規定する有害がん具類が自動販売機等に収納されているときにおいては、これを新条例第20条第2項に規定する有害図書類等に該当することとなったときとみなして、同項の規定を適用する。

5 新条例第33条第1項第5号に掲げる事項については、知事は、この条例の施行前においても大阪府青少年健全育成審議会に諮問することができる。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

7 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第27条第1項各号」を「第33条第1項各号」に改める。

附 則(平成19年12月26日大阪府条例第92号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

青少年愛護条例

(昭和38年3月31日兵庫県条例第17号)

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第7条)
- 第2章 協働による青少年の健全な育成と保護(第8条・第9条)
- 第3章 優良興行及び優良図書類の推奨(第10条)
- 第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限(第11条 - 第19条の2)
- 第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等(第20条 - 第24条)
- 第5章の2 インターネット上の有害情報からの青少年の保護(第24条の2 - 第24条の5)
- 第6章 雑則(第25条 - 第29条)
- 第7章 罰則(第30条 - 第32条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者(法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (5) がん具類等 がん具類又は刃物類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)をいう。
- (6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用を受ける営業を除く。)をいう。
 - ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
 - イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
 - ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

(8) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の交際(会話を含む。以下同じ。)を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内にいる他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。)をいう。

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護(以下「青少年の健全な育成と保護」という。)に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 協働による青少年の健全な育成と保護

(協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備)

第8条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。
- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

- 2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるがん具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。
 - (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第3章 優良興行及び優良図書類の推奨

第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限

(有害興行の観覧の禁止)

- 第11条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとつて有害な興行(以下「有害興行」という。)として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を要する場合には、当該興行を行う興行場を経営する者又は当該興行を主催する者(以下「興行者」という。)に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。
 - 3 第1項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でないとして認められた興行は、有害興行とする。
 - 4 第2項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。
 - 5 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行又は第3項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。
 - 6 知事は、第1項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書類及び有害がん具類等の販売等の禁止)

- 第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとつて有害な図書類(以下「有害図書類」という。)として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
 - (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
 - (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであつて、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
 - (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載し

ている図書類

- (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないとした図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。
- 4 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を青少年にとつて有害ながん具類等（以下「有害がん具類等」という。）として指定することができる。
- 5 前項の規定による指定を受けたがん具類等のほか、次の各号のいずれかに該当するがん具類等は、有害がん具類等とする。
- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有するがん具類を含む。）
- (3) 下着の形状をしたがん具類
- 6 がん具類等の販売又は貸し付けを業とする者は、有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

（有害図書類の陳列の制限）

- 第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するときは、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。
- 3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

（自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出等）

- 第12条の3 図書類又はがん具類等の販売を業とする者（以下「図書类等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当

該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

(自動販売機管理者の設置)

第12条の4 自販機販売届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければならない。

2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町(神戸市の区域に設置された場合にあつては、区。以下この項において同じ。)の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

(自動販売機への収納の禁止等)

第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機に収納してはならない。

2 自動販売機による図書類又はがん具類等の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又はがん具類等が有害図書類又は有害がん具類等に該当することとなつたときは、直ちに当該図書類又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。

3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当するがん具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館

(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(6) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第12条に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(適用除外)

第12条の6 前3条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であつて、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

(有害広告物の制限)

第13条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

(質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止)

第14条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。)又は古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(第21条の2の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)若しくは有価証券を質に取つて金銭を貸し付け、物品を買い受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

(指定遊技営業等の場所への立入禁止)

第15条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (1) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
 - (2) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
 - (3) 遊技営業等を営む者（以下「遊技営業等営業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもつて当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。
- 3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあつた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

第15条の2 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (1) 第2条第7号アに掲げる遊技営業等のうち、個室（前条第1項第1号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。）を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
 - (2) 第2条第7号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
 - (3) 第2条第7号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業
- 2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(利用カ - ド等に係る禁止行為)

第16条 風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務（以下「電話異性紹介役務」という。）の数量に応ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品（以下「利用カ - ド等」という。）を販売する者は、利用カ - ド等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
- 3 何人も、青少年に利用カ - ド等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カ - ド等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
- 4 第12条の6の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

(出会い喫茶等営業の届出)

第17条 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、営業を開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、当該出会い喫茶等営業の場所（以下「出会い喫茶等営業所」という。）ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 出会い喫茶等営業所の名称及び所在地
- (3) 出会い喫茶等営業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る出会い喫茶等営業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項(同項第2号に掲げる事項にあつては、出会い喫茶等営業所の名称に限る。)に変更があつたときは、その日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(出会い喫茶等営業の禁止区域)

第18条 出会い喫茶等営業は、第12条の5第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域(以下これらを「営業禁止区域」という。)においては、これを営んではならない。

2 一の区域又は地域が営業禁止区域となつた際現に当該区域又は地域において前条第1項の規定による届出をして営まれている出会い喫茶等営業については、前項の規定は、適用しない。

(出会い喫茶等営業者に係る禁止行為等)

第19条 出会い喫茶等営業を営む者(以下「出会い喫茶等営業者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年を出会い喫茶等営業所に客として立ち入らせること。

(2) 青少年に対し、出会い喫茶等営業所に客として立ち入るよう指示し、又は勧誘すること。

(3) 青少年を次に掲げる業務に従事させること。

ア 出会い喫茶等営業の客に接する業務

イ 出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務

ウ 出会い喫茶等営業所の名称、所在地又は電話番号その他の当該営業に関する事項(以下「出会い喫茶等営業所の名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物(以下「文書等」という。)を頒布する業務

(4) 青少年に、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。

(5) 営業禁止区域(法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所を除く。次号において同じ。)において、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。

(6) 営業禁止区域において、出会い喫茶等営業所の名称等に係る広告物(第17条第1項の規定による届出をした者が、当該届出に係る出会い喫茶等営業所の内容を知らせるために当該出会い喫茶等営業所に掲示するものを除く。)を掲示すること。

2 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

3 出会い喫茶等営業者は、当該出会い喫茶等営業につき広告又は宣伝をするときは、当該出会い喫茶等営業所への青少年の立入りを禁ずる旨を明らかにしなければならない。

4 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に従事する者及び過去3年以内に当該営業に従事していた者の氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項を記載しておかなければならない。

5 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項第4号から第6号までの規定に違反したときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(出会い喫茶等営業の停止等)

第19条の2 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該出会い喫茶等

営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (7) この条例に規定する罪（第30条第2項第1号の罪を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。
- (8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。

- 2 知事は、前項の場合において、当該出会い喫茶等営業者が、第18条第2項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされる出会い喫茶等営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による営業の停止の命令に代えて、当該出会い喫茶等営業所に係る出会い喫茶等営業の廃止を命ずることができる。

第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

（入れ墨を施す行為等の禁止）

第20条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

（みだらな性行為等の禁止）

第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（使用済み下着等の買受け等の禁止）

第21条の2 何人も、青少年から使用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液、ふん尿若しくは体毛をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。）を買受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

（場所の提供及びその周旋の禁止）

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) 入れ墨を施す行為
- (2) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (3) 使用済み下着等を買受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
- (4) 暴行
- (5) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (6) 医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの（以下「指定医薬品等」という。）を不健全な目的に使用する行為

(7) 喫煙又は飲酒

- 2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知つたときは、直ちに、その提供を中止しなければならない。

(指定医薬品等の譲渡等の禁止)

第23条 何人も、前条第1項第6号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知つて、指定医薬品等を譲り渡し、交付し、又は周旋してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前条第1項第6号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所(以下「住所等」という。)から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第5章の2 インターネット上の有害情報からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報(第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。)を閲覧することがないようにしなければならない。

- 2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)

第24条の3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。)又はフィルタリング・サービス(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによつて有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。)の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、そ

の販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)

- 第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる。
- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならない。
 - 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 4 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を保存することができる。
 - 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
 - 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(県の施策)

- 第24条の5 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(審議会への諮問)

- 第25条 知事は、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第19条の2第1項若しくは第2項、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の

規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(推奨等の要請)

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条、第15条第1項又は第19条第5項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

- 2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもつてしなければならない。

(教育委員会等の要請に基づく勧告)

第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、出会い喫茶等営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあつては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあつては当該学校の設置者から要請があつたときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
- (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
- (3) 第13条の広告物を掲示している場所
- (4) 質屋又は古物商の営業の場所
- (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
- (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
- (7) 第17条第1項の規定による届出のあつた出会い喫茶等営業所
- (8) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所

- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補則)

第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第21条第1項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の2第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第22条第1項(同項第1号又は第2号に係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第18条第1項の規定に違反した者
- (3) 第19条第1項第1号から第3号までの規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の2の規定に違反する行為を業として行つた者
- (2) 第22条第1項(同項第3号から第7号までに係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。)の規定に違反した者
- (3) 第23条第1項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者
- (2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
- (3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかつた者
- (4) 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者(この条第3項第1号に掲げる者を除く。)
- (5) 第13条の規定による命令に従わなかつた者
- (6) 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者
- (7) 第15条の2第1項の規定に違反した者
- (8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
- (9) 第21条第2項の規定に違反した者
- (10) 第21条の2の規定に違反した者(前項第1号に掲げる者を除く。)
- (11) 第23条第2項の規定に違反した者
- (12) 第24条第2項の規定に違反した者

6 第19条第1項第1号から第3号まで、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条の規定に違反した者
- (3) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第19条第2項の規定に違反した者
- (4) 第19条第3項の規定に違反した者
- (5) 第19条第4項に規定する従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

(6) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者

9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

(1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかつた者

(2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかつた者

(3) 第12条の3第3項の規定に違反した者

(4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかつた者

(5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 青少年愛護条例(昭和33年兵庫県条例第17号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により知事の行なつた推奨、指定、命令その他の処分で現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により知事の行なつた処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧条例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条又は第13条第1項の規定により、知事に対してなされている要請は、この条例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和40年7月1日条例第33号)

この条例は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則(昭和42年10月13日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和43年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月20日条例第35号抄）

（施行期日）

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第11号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年10月9日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の条例第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、有害図書類等の指定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、テレホンクラブ等営業の停止命令、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

第1条第2項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則（平成10年12月21日条例第47号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月8日条例第44号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日（平成11年11月1日）から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の条例第12条の2第1項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成11年兵庫県条例第55号）の施行の日から3月以内に」とする。
- 4 この条例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間は、改正後の条例第12条の4の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から2年間は、改正後の条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販売機については、施行日から3月間は、改正後の条例第17条の2第1項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第17条の2第2項に規定する機器については、施行日から3月間は、同項の規定は、適用しない。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
（テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第7号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（附属機関設置条例の一部改正）
- 4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害図書類等の指定」の右に「、有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「、テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。

附 則（平成13年12月20日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成17年12月21日条例第77号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機によりがん具類等を販売している者については、改正後の条例第

12条の3第1項に規定する図書類等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成17年兵庫県条例第77号）の施行の日から起算して3月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害興行の指定及びその取消し」の右に「、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を「有害図書類等とする図書類等」に改め、「規則の制定」の右に「、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。

附 則（平成18年3月24日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年（中略）10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第24条の4」を「第24条の5」に改める部分に限る。）第24条の2及び第24条の3の改正規定、第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に1条を加える改正規定、第25条第1項の改正規定（「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加える部分に限る。）並びに第28条第1項に3号を加える改正規定（同項第8号及び第9号に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第17条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第5号）の施行の日から起算して1月以内」とする。

3 この条例の施行の際現に改正後の条例第18条第1項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から1月間は、改正後の条例第19条第1項第6号の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

岡山県青少年健全育成条例

（ 制 定 昭和52年 6月16日 岡山県条例第29号 ）
（ 最終改正 平成18年 3月24日 岡山県条例第16号 ）

目 次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 推奨及び表彰（第7条・第8条）
- 第3章 有害環境の規制（第9条－第18条）
- 第4章 青少年に対する不健全行為の禁止（第19条－第24条）
- 第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止（第25条）
- 第6章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備（第26条－第30条）
- 第7章 その他（第31条－第37条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年を健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第1条の2 青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければならない。

2 青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もって自立した社会人として成長するよう配慮されなければならない。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満18歳に満たない者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 図書 書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真（印刷されたものを含む。第10条第3項において同じ。）、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物、紙芝居その他の興行をいう。
- (5) がん具 がん具及びこれに類するものをいう。
- (6) 刃物 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれに類するものをいう。
- (7) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいう。
- (8) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (9) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (11) 販売等 販売、頒布、贈与、交換又は貸付けをいう。
- (12) 有害薬品類等 薬品類及び有機溶剤並びにこれらを含む物で、催眠、めいてい、

興奮、幻覚、麻酔等の作用を有するものをいう。

(13) 深夜 午後11時から翌日の午前5時までの時間をいう。

(県の責務)

第3条 県は、県民、市町村、関係機関、関係団体等との協働のもとに、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を積極的に講ずるものとする。

(県民の責務)

第4条 すべての県民は、青少年の健全な育成を図ることが県民ひとりひとりの責務であることを深く認識し、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境及び行為から青少年を守るとともに、良い環境をつくるよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第5条 保護者は、青少年を健全に育成することが保護者本来の責務であることを強く自覚し、自らが青少年の模範となるよう努めるとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい家庭を築くとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第5条の2 地域住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、第1条の目的を逸脱し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第2章 推奨及び表彰

(優良図書等の推奨)

第7条 知事は、図書、興行及びがん具で、その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

(1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

(2) 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの

(3) 営業者又はその団体で、第1条の目的に従い自主的規制等を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

第3章 有害環境の規制

(営業者等の自主規制)

第9条 図書を取り扱う業者、興行を主催する者、がん具、刃物、薬品類、利用カードその他の物品を販売する者、広告物を掲示し、又は管理する者、遊技場を営む者、テレホンクラブ等営業を営む者その他営業を営む者は、相互に協力し、青少年の健全な育成を害さないよう自主的な措置を講じなければならない。

2 自動販売機により物品を販売する者は、青少年の健全な育成を害さないよう収納物品、設置場所、営業時間等について配慮するとともに、利用上の注意を表示しなければならない。

(図書の指定及び販売の禁止等)

第10条 知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

2 知事は、図書の内容の全部又は大部分（販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部）にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する図書（第1号、第2号及び第4号に掲げるものにあつてはその内容が、第3号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、第1項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。

(1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が20以上のもの又はページの総数の5分の1以上を占めるもの

(2) コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が別に定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上のもの

(3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書

(4) 卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの

(5) 図書の制作又は販売を行う者の組織する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

4 第1項、第2項及び前項第5号の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞に公示することにより行うことができる。

5 図書を取り扱う業者は、青少年に、第1項又は第2項の規定による指定を受けた図書及び第3項の各号のいずれかに該当する図書（以下「有害図書」という。）の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませてはならない。

6 何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませてはならない。

7 知事は、有害図書が第1項の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

8 前項の指定の取消しは、県公報に公示することにより行う。

（有害図書の区分陳列等）

第10条の2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するとき、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。

2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するとき、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。

3 知事は、第1項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。

5 前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合については、適用しない。

（多指定刊行物の公表等）

第11条 知事は、定期的に刊行される書籍、雑誌その他の刊行物で、第10条第1項の指定を過去1年間に10回以上受けたものの名称及び発行者を公表するものとする。

2 図書を取り扱う業者は、前項の規定により公表された書籍、雑誌その他の刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。

（不健全図書の取扱い）

第11条の2 図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの（第27条第1項において「不健全図書」という。）を青少年に販

売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

- (1) 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (2) 粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (3) 自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (4) 心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- (5) 図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認めた図書で、その旨が表示されているもの

(図書の自動販売機の設置の届出等)

第11条の3 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、設置する自動販売機ごとに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機を設置しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 自動販売機の設置場所並びに当該設置場所の提供者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (3) 次条第一項に規定する管理者の氏名及び住所
- (4) 次条第二項に規定する権限を付与した旨
- (5) その他知事が別に定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書の販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機を設置したときは、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

4 前項の規定は、第2項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(図書の自動販売機の管理者の設置)

第11条の4 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、設置する自動販売機ごとに当該自動販売機を適正に管理するための管理者を置かななければならない。

2 前項に規定する管理者は、当該自動販売機を設置する市町村の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であつて、自動販売機を設置している者が自ら有害図書の除去その他の必要な措置を行うことができない場合に自動販売機を設置する者に代わり当該措置を行うことができる権限を有するものでなければならない。

(自動販売機による図書の販売の制限)

第11条の5 自動販売機により図書を販売する者は、当該自動販売機に有害図書を収納してはならない。

2 自動販売機により図書を販売する者又は前条第1項に規定する管理者は、現に収納されている図書が第10条第1項又は第2項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書を除去しなければならない。

3 知事は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定に違反している者に対し、有害図書の除去を命ずることができる。

(適用除外)

第11条の6 第11条の3第1項、第11条の4第1項並びに前条第1項及び第2項の規定は、自動販売機等を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、これを適用しない。

(有害興行の指定及び観覧禁止)

第12条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せないようにするため当該興行を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、緊急やむをえない

と認めるときは、当該興行を主催する者に対する通知によつて行うことができる。

- 3 第1項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、青少年に当該興行を見せてはならない。
- 4 第1項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、知事が別に定めるところにより、当該興行を行う期間中、入場しようとする者の見やすい場所に、当該興行が第1項の規定による指定を受けたものである旨及び青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。
- 5 第10条第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による指定を受けた興行について準用する。

(深夜における興行場等への入場禁止)

第13条 興行を主催する者及び設備を設けて客に遊技、図書の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が別に定めるものを営む者(次項において「興行者等」という。)は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

- 2 深夜において興行又は前項の営業が行われる場合は、興行者等は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(有害施設等への入場禁止)

第14条 次に掲げる営業(法第2条第1項第8号又は同条第6項第4号若しくは第5号の営業を除く。)で、青少年の健全な育成を害するおそれがあるものとして知事が別に定めるものを営む者は、青少年を当該営業を営む施設又は場所に入場させてはならない。

- (1) 設備を設けて主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業
- (2) 設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- (3) 主として性に関する器具、がん具その他の物品を販売する営業

- 2 前項の営業を営む者は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(有害がん具等の指定及び販売の禁止等)

第15条 知事は、がん具又は刃物の構造又は機能が人体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認めるときは、青少年にこれを所持させないようにするため当該がん具又は刃物を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。
- 3 がん具又は刃物を販売する者は、青少年に第1項の規定による指定を受けたがん具又は刃物の販売等をしてはならない。
- 4 何人も、第1項の規定による指定を受けたがん具又は刃物を青少年に所持させてはならない。
- 5 第10条第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による指定を受けたがん具又は刃物について準用する。

(自動販売機によるがん具等の販売の制限)

第15条の2 自動販売機により避妊用具(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第一に規定する衛生用品のうち知事が別に定めるもの(次条において「指定避妊用具」という。)を除く。)その他主として性に関する器具、がん具で知事が別に定めるものを販売する者は、当該自動販売機を店内であつて常時監視することができ、かつ、店外から購入することができない場所以外の場所に設置してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、自動販売機の設置場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による指定避妊用具の販売に係る制限等)

第15条の3 自動販売機により指定避妊用具を販売する者(次項において「指定避妊用具自動販売機業者」という。)は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設、遊園地、公園等及びこれらの周辺に、指定避妊用具を収納する自動販売機を設置しないよう

努めなければならない。

- 2 指定避妊用具自動販売機業者は、指定避妊用具を収納する自動販売機に指定避妊用具以外の商品を収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

(有害薬品類等の販売の禁止等)

- 第16条 何人も、青少年に有害薬品類等で知事が別に定めるものの販売等をしてはならない。ただし、青少年の健全な育成を害するおそれがないとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の有害薬品類等を取り扱う業者は、当該有害薬品類等が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

- 3 知事は、前項の規定に違反している者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。(利用カードの販売の届出等)

- 第16条の2 利用カードを販売しようとする者(次条第1項ただし書に規定する場合において、利用カードを販売するために自動販売機を設置しようとする者を含む。以下この項において同じ。)は、公安委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、利用カードを販売する施設(次条第一項ただし書に規定する場合にあつては、設置する自動販売機。以下「利用カード販売所」という。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 利用カードを販売しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (2) 利用カード販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所

- (3) その他公安委員会規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者(以下「利用カード販売者」という。)は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、公安委員会規則の定めるところにより、当該変更又は廃止の日から15日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 3 利用カード販売者(次項に規定する者を除く。)は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を当該利用カード販売所の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 4 自動販売機により利用カードを販売する利用カード販売者は、第1項の届出に係る自動販売機を設置したときは、公安委員会規則の定めるところにより、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 5 前項の規定は、第2項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

- 第16条の3 何人も、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、当該自動販売機を法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。

(利用カードの販売等の禁止等)

- 第16条の4 何人も、青少年に利用カードの販売等をし、又はテレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧、その他の方法により伝達してはならない。

- 2 利用カード販売者は、利用カードを販売するときは、あらかじめ、青少年には利用カードの販売等をすることができない旨、青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨、及びテレホンクラブ等営業に係る会話(法第2条第9項に規定する会話をいう。)の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を客に周知しなければならない。

- 3 公安委員会は、前項の規定に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(有害広告物等の規制)

第17条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

- 2 何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。
 - (1) 法第31条の13第1項又は法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号に規定する広告制限区域等（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物を表示すること。
 - (2) 広告制限区域等において、人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。
 - (4) 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（青少年が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法
- 3 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条第1項及び第36条において「代理人等」という。）が前項の規定に違反したときは、当該利用カード販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、第2項の規定に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、何人により当該広告物が表示されたかにかかわらず、当該広告物に係る利用カード販売者に対し、当該広告物の除去を命ずることができる。
（利用カードの販売の停止）

第18条 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、刑法（明治40年法律第45号）第175条の罪若しくは売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）をしたとき、児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、又は利用カード販売者が第16条の3第2項、第16条の4第3項又は前条第3項若しくは第4項の規定による命令に従わなかつたときは、当該利用カード販売者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、岡山県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 4 前項の通知を岡山県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。
- 5 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第4章 青少年に対する不健全行為の禁止

（非行助長行為の禁止）

第19条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

- 2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として著しい非行を行う集団を結成し、指導し、

若しくは援助し、又は青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第20条 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止)

第21条 何人も、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用、飲酒、喫煙等青少年の健全な育成を害する行為が行われ、又は行われるおそれがあることを知つて、青少年に対し、場所を提供し、又は周旋してはならない。

2 知事は、青少年が前項の行為を行い、又は行うおそれがあると認められる施設があるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し管理方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(深夜外出の制限)

第22条 保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(いれずみを施す行為の禁止)

第23条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第23条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 接待飲食等営業(法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。)又は性風俗関連特殊営業(法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するよう勧誘すること

(2) 接待飲食等営業(法第二条第一項第二号に該当する営業に限る。)の客となるよう勧誘すること。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第23条の3 何人も、青少年から青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)を買い受け、若しくは売却するよう勧誘し、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

(質受及び買受の禁止)

第24条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する者をいう。)は、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する者をいう。)は、正当な理由がある場合を除き、青少年から同条第一項に規定する古物(前条に規定する下着を除く。以下この項において同じ。)を買い受け、若しくは販売の委託を受け又は青少年と古物を交換してはならない。

第5章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

第25条 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報でその内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(イン

ターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

- 3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及び端末設備(携帯電話を含む。)の販売、頒布又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようフィルタリングの機能を有するソフトウェアに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第6章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備

(青少年育成県民運動)

第26条 県民は、相互に連携し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

- (1) 青少年の健全な育成を害する環境の浄化
- (2) 非行少年の早期発見及び善導
- (3) 青少年の自主的活動の育成及び助長
- (4) 明るい家庭づくりのための啓発
- (5) その他青少年の健全育成活動

- 2 県民は、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めたとき又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、少年補導センター又は警察署へ通報しなければならない。

(保護者の役割)

第27条 保護者は、この条例の趣旨にのっとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテンホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るビラ等を受け取らないよう監督し、インターネットを適切に利用するよう青少年の教育に努める等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなければならない。

- 2 保護者は、常に青少年と意思の疎通を図り、青少年が自己の心身鍛錬のための体育、文化、地域活動等に自主的に参加するよう配慮するとともに、青少年に有益な図書、興行、その他文化財等に接する機会を与える等青少年の健全な育成にとって良好な生活環境を助長するよう努めなければならない。

(学校における措置)

第28条 学校の長(以下この条において「校長」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、学校における児童生徒の指導の充実を図るとともに、児童生徒を有害な環境から守り、健全に育成するよう努めなければならない。

- 2 児童生徒の非行があつたときは、校長は、保護者と協力して当該児童生徒に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じて、少年補導センター、警察署等の機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じなければならない。

- 3 県及び市町村の教育委員会は、前2項に関する事項について、校長に対し適切な指導及び助言を行うものとする。

(関係職員の義務)

第29条 教育、福祉その他青少年の保護育成のための業務に従事する職員は、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を行っていると認められる者に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

- 2 前項の職員は、この条例の目的に反する行為を行っていると認められる青少年に対しその非をさとすことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は少年補導センターに通報する等適切な措置をとらなければならない。

(旅館業者等の通報)

第30条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。)、貸家業又は貸間業を営む者は、その管理する施設において、青少年が暴行、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用等を行い、又はこれらの行為による被害を受けていると認めるときは、速やかに保護者、少年補導センター又は警察署に通報しなければならない。その挙動から判断して家出をしていると認められる青少年が宿泊し、又は居住しているときも、同様とする。

第7章 その他

(審議会への諮問)

第31条 知事は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ岡山県青少年健全育成審議会(岡山県附属機関条例(昭和27年岡山県条例第92号)に基づく岡山県青少年健全育成審議会をいう。以下この条において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要するときは、審議会の意見を聴かないで当該行為をすることができる。

(1) 第7条の規定による推奨

(2) 第10条第1項、第2項若しくは第7項、第12条第1項若しくは第5項又は第15条第1項若しくは第5項の規定による指定及びその取消し

(3) 第10条第3項第1号から第4号までの規定による定め

(4) 第10条第3項第5号の規定による指定

(5) 第10条の2第1項の規定による定め

(6) 第17条第1項の規定による措置命令

2 知事は、前項ただし書の規定により当該行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により審議会の意見を聴く場合において、自主規制を行っている団体があるときは、必要に応じ、あらかじめ当該団体の意見を聴くものとする。

(立入調査)

第32条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(第3項において「立入調査員」という。)に、営業時間内において、書店、興行場、利用カード販売所その他の営業所(自動販売機の設置場所を含む。)に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定等の要請)

第33条 何人も、第7条の規定により推奨をし、第10条第1項若しくは第2項、第12条第1項若しくは第15条第1項の規定により指定をし、又は第17条第1項の規定により規制をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に要請することができる。

(命令違反等の公表)

第34条 知事は、この条例の規定に基づく勧告又は命令に従わなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第35条 第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第21条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条又は第23条の規定に違反した者

(2) 第18条第1項の規定による命令に従わなかつた者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第10条第5項の規定に違反した者

(2) 常習として第11条の5第1項又は第2項の規定に違反した者

- (3) 前号に該当する者で第11条の5第3項の規定による命令に従わなかった者
- (4) 第20条第2項の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条第5項、第11条の5第1項若しくは第2項、第12条第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第3項、第15条の2第1項、第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第17条第2項(第3号(青少年に対するビラ等の頒布に限る。))又は第5号に係るものに限る。第七項において同じ。)、第22条第2項又は第23条の2から第24条までの規定に違反した者
 - (2) 第10条の2第4項、第11条の5第3項、第15条の2第2項、第16条の3第2項、第16条の4第3項又は第17条第1項、第3項若しくは第四項の規定による命令に従わなかった者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条の2第2項、第12条第4項、第13条第2項又は第14条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第11条の3第1項若しくは第2項又は第16条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第11条の3第3項(同条第四項において準用する場合を含む。))又は第16条の2第3項若しくは第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
 - (4) 第32条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 7 第10条第5項、第12条第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第16条の4第1項、第17条第2項、第19条、第20条、第21条第1項、第22条第2項又は第23条から第24条までの規定に違反した者は、当該青少年の年令を知らないことを理由として、第1項から第5項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年令を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(その他)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

[中略]

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 知事は、この条例による改正後の岡山県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第10条第3項3号の規定による定め、同項第五号の規定による指定又は新条例第10条の2第1項の規定による定めをしようとするときは、この条例の施行の日前においても、岡山県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岡山県附属機関条例の一部改正)

4 岡山県附属機関条例(昭和27年岡山県条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県青少年審議会の項中「岡山県青少年保護育成条例」を「岡山県青少年健全育成条例」に改める。